

事業計画書
(令和2年度)

社会福祉法人 聖静学園

令和2年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

理念

社会福祉法人聖静学園は、初代理事長の故芝木マサの長きにわたる幼稚園における統合保育の実践の延長線上にあります。開設当時、大人になった自閉症児の行く末を案じ、芝木マサが私財を投じ当施設が開設に至りました。芝木マサの「保育を受ける権利は統べての子供に対し平等である」という教育理念のもと、「統べての障がい者に平等に療育を」という設立の精神のもと、「一人ひとりの違いを受け入れ、認め合い、仲間と共に成長することを」目指してまいりました。

私たちはその理念を受け継ぎ、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達の保障を基本として、利用者が仲間と共に地域で健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に、一人ひとりの障がいに応じ、人権に配慮して、以下の施設を運営し事業を展開します。

施設の運営

- ①障害者支援施設 「石山センター」
施設入所支援・生活介護（定員 30 名）
短期入所（定員 2 名）

事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」 （定員 38 名）
- ②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」 （定員 7 名）
- ③居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」
移動支援・行動援護

事業計画骨子

社会福祉法人においては、平成 29 年 4 月 1 日に社会福祉法の一部改正が施行され、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化への適応や福祉人材の確保の促進への適応が求められている。また、平成 31 年 4 月 1 日に改正労働基準法が施行され、働き方改革関連法の中身に応じた適応が求められている。さらに、令和 2 年 4 月 1 日に改正民法の施行にともない、個人保証を含めた契約書等の見直しにおけるルールの明文化に応じた適応が求められ、幅広い領域においた適応が求められている。また、社会福祉全体を見渡すと地域共生社会構想など、21 世紀型社会福祉構築へ向けての適応も求められており、障害福祉だけでなく、福祉、社会全体に視野を向け適応していくことが、ますます事業経営者には求められている。

令和 2 年度は社会福祉法人聖静学園の設立から 36 年目を経過し、今まで築き上げてきたものをさらにブラッシュアップし、求められる適応に応え、その上に新たな歴史を積み上げ、そして持続可能な運営を目指していく。その中で、障害者支援施設石山センターの老朽化にともなう建替えに対しては、最優先課題として取り組んでいく。

また、サービスの質の向上と利用者の権利を保障する取り組みを推進していく。

これらを踏まえ、以下を令和 2 年度の取り組みの最重点項目とする。

- 1) 障害者支援施設石山センターの建替えに向けた取り組みの推進
- 2) 各地域生活支援事業の展開
- 3) 法人定款細則の策定と法人運営の見直し
- 4) 法人組織・機構の見直し
- 5) 働き方改革関連法に関する諸対応の実施
- 6) 人材の確保(新卒)・サポート・育成への取り組み

1. 法人本部

(1) はじめに

法人運営に関しては、各職務において、より活発な議論が可能となる環境作りを行い活性化を求める。また、必要に応じ、よりタイムリーな招集及び開催を促すこととする。特に最優先課題の障害者支援施設石山センターの老朽化にともなう建替えに対しては、実現に向けたより活発な議論を重ねていく。

(2) 事業計画

①障害者支援施設石山センターの建替えに向けた取り組みの推進

老朽化にともなう建替えに向けて、平成30年度に現在法人事業を運営している法人貸付地（道有地）を道より購入し、令和元年度に現在地における建替えを含めた事業継続のマスタープランが出来上がった。令和2年度はそのマスタープランを基に、実現に向けた具体的な取り組みを実施して行くこととする。その過程において、地域貢献も含め、地域社会から更に理解してもらえ開かれた施設作りを目指していく。

実現まで、利用者の安全と安心を保障して行く為にも、しっかりと必要な点検の実施及び修繕や改修等の対応を行っていく。

②各地域生活支援事業の展開

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況であり、今後はますます在宅生活利用者のニーズが高まるのは必然の状況にある。各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースワークによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるように努めていく。同時に、各事業の質の向上はもとより、求めに応じ下記のとおり事業の拡大を令和2年度は目指していきたいと考える。

- 1) 生活介護事業所いしやまにおけるいしやまⅠとⅡの統合
- 2) 生活介護事業所いしやまの長期休暇を暦通りに変更
- 3) 生活介護事業所いしやまにおける重度障害者支援加算(Ⅱ)の取得
- 4) 生活介護事業所いしやまにおける利用者増
- 5) グループホームるあーなにおける短期入所事業の実現

③公益的な取り組みの推進

現在、地域との交流として、地域主催の行事等への参加協力や地域に対するサービスの提供、地域のボランティアの受け入れ、学校の福祉教育に対する教育等を行っている。地域における公共的な活動の取り組みとして、利用者家族への相談支援やボランティア・福祉人材の育成活動等を行っている。令和2年度も、より能動的に継続かつ発展性を求めていく。地域活動に関して、令和2年度もより積極的に環境整備や各種イベント、自主防災訓練等の町内会の行事に参加、協力し交流を深めていく。

④法人定款細則の策定と法人運営の見直し

令和2年度は本法人定款第41条の規定により、法人定款細則を策定し、法人の運営及び業務執行に関する事項を定めることとする。合わせて、各規程を見直すこととする。

また、理事会を年3回の開催から四半期に一度の年4回の開催に改め、評議員会についても6月開催の定時評議員会の年1回から最低でも次年度の事業計画及び予算計画の確認のため年度末開催の年2回の開催に改めることとする。

⑤法人組織・機構の見直し

令和2年度は組織管理の強化を目的に、指揮命令及び情報伝達系統を見直し、指揮命令及び情報伝達系統の一元化を図るために、法人組織・機構を見直すこととする。支援課においては、企画・調整課を改廃し、課長の佐藤を支援統括課長として、入所支援課及び地域支援課、支援課全体を統括する立場とし、施設長の直下に配置し、支援課全体の直接的な管理を担うこととする。

また、各種ミーティング及び会議を実情に応じ見直し、より有効性が発揮できるように再編成を行うこととする。

⑥働き方改革関連法に関する諸対応の実施

令和2年度は労働時間の状況の把握の実効性の確保として、労働時間管理に関しては、法人全体に労働時間に対する個々の管理意識が、ある意味文化として根付くまで、労働時間管理の方法を、従来の出勤簿のハンコ型から手書きによる時間記載型に改める。勤務実態を正しく把握し、その上で労働時間や残業、有給休暇の取得状況(有給休暇の年5日取得の徹底を図る)など、不適切になる可能性のある情報をしっかりと把握し、いつでもチェックできる仕組みと体制を作り上げていくこととする。

また、同一労働同一賃金に関しては、均衡・均等の面から現行の待遇を点検し、改正の必要があれば速やかにその適応を進めることとする。

⑦民法改正にともなう適応

令和2年度は改正民法の施行にともない、速やかに個人保証を含めた契約書等の見直しにおけるルールの明文化に応じた適応を実施する。

⑧人材の確保(新卒)・サポート・育成への取り組み

新規の職員確保については、求人難の状況はますます困難を極めている。そのような中で、専門学校を主とした新卒の確保が重要となっていており、こまめな学校訪問や積極的な実習生、学生ボランティアの受け入れ、対象校の拡大等に加え、令和2年度は採用要件を見直すこととする。また、今までの実習受け入れにおける高い指導力や専門性、見識等が評価され、専門学校からの強い要請を受け、令和2年度に支援統括課長の佐藤を講師として派遣することとする。

また、職員の早期離職防止のために、令和元年度より、生活介護事業所いしやまにおいて導入したエルダー・メンター制度を、令和2年度は障害者支援施設石山センターにおいても導入し、新任の段階からしっかりとサポートしていく体制を整える。担当職員に対しては研修の機会を提供し専門性を高めていく。同時に、各部所において定期的に責任者による個別面談を通じたスーパーバイズを実施し、個々人のストレスの状況も含め、多面的に状態を把握するとともにそれに対するサポートをしっかりと行っていく。また、積極的な施設外研修の機会の提供に加え、令和2年度も施設内における研修を社会福祉士有資格者が中心となり取り組んでいく。

⑨年度末個別面談の継続

スタッフの評価制度として、年度末に各スタッフが年度初めに設定した目標に対する定時の振り返りの機会を設け、平成28年度から導入している。自己評価と上司評価をベースにして管理職を中心とした個別面談様式で実施している。令和2年度も様式や内容等を見直しながら継続して実施していく。

今後は、人事評価を評価制度とキャリアパス制度の両面から考え、形作っていくことが必要となると思われる。

⑩サービス評価における内部評価と満足度評価の実施

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供がある施設やサービス提供者を選べる時代となっている。一方、施設やサービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人ひとりの豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められている。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、当法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことに

より、さらなるサービスの向上を目指すことが重要である。令和2年度は先ず、生活介護事業所いしやまにおいてスタッフの内部評価と家族からの評価の実施に向けた取り組みを開始することとする。同時に、各事業の個別支援計画における、利用者及び家族の満足度をしっかり把握する仕組みを取り入れることとする。

⑪質の高い食事の提供

令和元年度は人材の確保の視点より、給食に関しては施設直営の給食から外部委託給食への切り替えを視野に入れ検討を重ねた結果、全ての利用者を最優先に考え、家庭的、栄養バランスに配慮した、心のこもった、適温での食事を施設直営の給食で提供することとした。同時に、より細やかな個別対応の実現を目指すこととした。令和2年度より全ての利用者に対して、施設直営の給食を提供し、スタッフに対しては、全員対象から希望者のみ同じく給食を提供することとする。

⑫虐待防止委員会の実効性の発揮

利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、令和2年度はより実効性を発揮できる体制に整えていく。

⑬防犯対策における施錠の見直し

地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることとを目指しながら、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図ることを目指していく。令和2年度は防犯ならびに防災の観点から施錠のあり方について再検討を加え、各出入口及び中庭フェンスの施錠を見直すこととする。

⑭災害におけるBCP（事業継続計画）対策として非常用電源の確保

毎年、各地で自然災害が発生しており、非常災害時における対応について、要配慮利用者である当該施設の利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に引き続き努めなければならない。令和2年度はBCP（事業継続計画）対策として、非常用電源の確保を最優先し検討を加える。

また、避難誘導訓練（含通報訓練）を南区消防署ならびに当法人契約のジャパン防災設備㈱と連携し、協力を得て継続実施していく。地域との連携に関しては引き続き模索していく。

⑮法人ホームページの担当者の配置と充実

社会福祉法等の一部改正にともない、社会福祉法人制度改革における事業

運営の透明性の向上に対して、ホームページを活用し国民一般に情報を公表し、運営の透明性を確保することを目指し、また、ホームページにおいて当法人事業等を広く発信することで、地域社会との双方向の関係性を形成することは、地域からの信頼が得られ、さらには今後の福祉人材や利用者の確保の道につながることを期待し、令和2年度は担当者を配置し、法人ホームページのさらなる充実に向け取り組んでいく。

2. 障害者支援施設 「石山センター」

(1) はじめに

現時点において、利用者ならびに家族からの地域移行の希望や意向は聞かれておらず、引き続き、入所利用者は日中の活動を含め、生涯を通じた生活の場である可能性が高いことを念頭に置いたサービスの提供に努める。利用者が健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努める。特に、利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全なサービスが提供され、利用者の自律と社会参加のためのサービスを妨げることのないような体制を構築していく。

また、生活の場として、現在の環境における快適性を求めたサービスの提供に努める。

(2) 事業

①入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」

定員 30 名／現員 30 名 (R2.4.1 現在)

②在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」

定員 2 名(R2.4.1 現在)

(3) 事業計画

①職員の専門性の向上

利用者の多くは重度の知的障害のある自閉症者で行動障害が認められている。自閉症を中心とした行動障害を有する人たちへの支援のスタンダードが確立しつつあり、強度行動障害支援者養成研修及び行動援護研修で学ぶことが可能であり、全ての現任職員における受講を目指し、令和2年度も新任職員に対して積極的な研修の受講を進めていく。

令和元年度より重度障害者支援加算(Ⅱ)算定のための人員配置を整え、指示書に基づき、より専門性を持った適切、有効な支援を実践している。令和2年度も継続して取り組んでいく。

また、当施設においても、改めて自閉症及び強度行動障害の理解と対応等を学び、その理念とアイデアを日常の支援に活かすことにより、職員の専門性の向上とそれが虐待防止と権利擁護に通じることを念頭に置き、引き続

き積極的に自閉症関連の研修受講等を勧めていく。令和元年度は、全日本自閉症支援者協会主催の発達障害支援スーパーバイザー養成研修を1名受講しているが、受講者に対しては3コース全ての受講等による資格認定を目指す。また、令和2年度も新たに1名の受講を予定する。

②権利擁護の取り組みの推進

利用者支援に携わる福祉職としての専門性の核心は権利擁護である。支援者として行う権利擁護は利用者の側に立ち、利用者の心に寄り添い、利用者の心の声をしっかり受け止め、それを他者や社会に対して代弁する活動に他ならない。本人及び家族への十分な説明のもとに利用者支援を提供していくとともに、人としての尊厳を大切にするための意志決定支援等に令和2年度も引き続き力を注いでいく。

また、平成30年10月より実施している支援の振り返りチェックリスト及び権利擁護に関する内部研修会を令和2年度も継続していくことで、個々の職員はもちろんのことチームとして、利用者の権利を尊重した、より良い支援の実現を目指していく。同時に、必要に応じ個人に対するスーパーバイズを重点的かつタイムリーに実施していく。

③サービスに対する利用者及び家族の満足度の把握

利用者および家族の希望や意向をしっかりと踏まえることを前提に、利用者ができないことや問題行動ばかりに着目するのではなく、エンパワメント支援、本人中心主義、ストレングスモデル及びICFの視点など、利用者を主体とした社会福祉援助技術とその考え方に常に目を向けていく。

また、個別支援計画の質の向上を求め、令和元年度の個別支援計画より、作成行程(プロセス)を見直し、策定会議と利用者ならびに家族との面談の充実に取り組んできた。令和2年度は利用者及び家族の希望や意向をしっかりと受け止め、反映させることができているがどうかを、個別支援計画のモニタリングにおいて、利用者及び家族の満足度をしっかりと把握し、次の計画に活かしていく形を作っていく。

④利用者の安全・安心の保障

平成30年度より、勤務ならびに業務や職員配置等の職員体制を見直し、従来の7:30からの早出に加え、6:30からの早出を創設し早朝の時間帯の職員数を増員し、夜勤の勤務時間と業務、休憩時間を見直し、夜間支援における見守りと定時の見回り(安否確認)を徹底している。令和2年度も継続した体制を維持して行くが、今後も課題が生じた場合は、速やかに検討を加え、改善策を講じていく。

また、平成30年度より生活環境チェックを行っており、令和2年度も継続

し、軽度は勿論のこと、生命に係わる重篤な怪我や事故に発展しないように、事前にしっかりとした対策を取っていく。

⑤利用者の重度化・高齢化に向けた取り組みの推進

利用者の加齢にともなう老化現象として、近年、身体機能の低下や認知機能の更なる低下、様々な疾患に対する罹患率の増加にともなう通院頻度の高さが目立ってきており、利用者に対する支援に加え介護（スキル）の重要性が高くなっており、専門性を有したスタッフの確保と現任スタッフの専門性の向上が望まれる。

また、利用者の安全・安心を最優先した日課、健康維持を目的とした日中活動など多くの見直しに迫られており、令和元年度に旧作業活動棟の一部に運動スペースを新たに設置し、重度の利用者も取り組み易い、運動器具(エアロバイクやトレッドミル等)及び楽しく身体を動かすことができる器具やビデオ等を用意している。令和2年度はより積極的な活用に取り組んでいく。

⑥健康管理の徹底

利用者の高齢化問題に付随して、健康管理の徹底が上げられる。特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい多くの重度の利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査を継続して実施していく。その為に、体重計、体温計、血圧計に加えパルスオキシメーター(酸素濃度測定器)を有効活用している。令和2年度も各週の体重測定、各利用者のバイタルサインチェック、年二回の健康診断、インフルエンザ予防接種等を引き続き実施していく。

また、インフルエンザならびにノロウイルス等の感染症に関しては、継続的に内部研修を実施し、マニュアルに基づき予防ならびに対処、拡大防止に努め、感染症対策委員が中心となり必要な措置を講じていく。

⑦食事における個別配慮と生活の質（QOL）の向上

年々、利用者の高齢化にともなう咀嚼や嚥下等の機能低下や口腔内の状態悪化による肺炎等のリスク増加に対して、改めて個々の利用者の状態把握にともなう個別配慮を一步進めることが重要になってきている。また、糖尿病等の疾患に対する個別配慮も見られてきている。これらに対して、令和2年度も栄養士が中心となって、調理員や看護師、支援スタッフ等の連携のもと、食事提供や食事支援の在り方等にタイムリーに検討を加えていく。その際に、安全を優先しつつ、障害者支援における利用者のエンパワメントの視点を大切に考えていく。

また、食事は栄養補給の目的以外に、季節を感じ味や香りを楽しみ食べることで、心理的な満足感を得るという役割を担っており、高齢化、介護度の

重度化が進む中でも、豊かな食事の提供のため、食事イベントを充実させていくこととし、現在行われているイベントを継続し、発展性を求めると同時に、安全に美味しく食べて頂く為に専門性を活かし多職種での連携を取っていく。今後も食を通した関わりを持ち、生活意欲を引き出すことで、利用者のQOLの向上に繋げていくことに努める。

⑧より積極的な社会参加の促進

令和元年度は、個々のニーズに基づいて全体ならびに目的別グループや個別にグルーピングした行事や外出等の社会参加の機会を計画的に企画し、提供していくことの実現が不十分であった。令和2年度は生活施設と言うことを念頭に置き、利用者にメリハリのある生活環境を提供していくとともに地域資源の活用や地域社会との交流をより積極的に取り組んでいく。全体行事としての石山祭・社会見学・クリスマスパーティーなどは継続して実施していくが、利用者や家族の声に耳を傾け企画及び実施に反映させていく。

⑨思い出作りにおける旅行の実現

利用者の年齢および今後の展望等を考えると、支援において人生と言う視点がキーワードになってくると考える。その中で、一人ひとりの利用者にとって、その日、その時間を、イキイキと楽しく過ごせるように支援することは勿論のこと、仲間や家族と楽しい記憶を共有することができる特別な機会や場面を提供していくことも大切であると考えた取り組みを実施していく。その中で令和2年度は個々のニーズに応じた旅行(道外宿泊・道内宿泊・道内日帰り)の実現を家族と共に目指していく。

⑩必要に応じた家族交流の実施

利用者の加齢に加えて、家族の高齢化問題が顕著に現れてきており、家族自身や家族を取り巻く家庭環境等に大きな変化が生じてきている。この変化の把握ならびに家族とのコミュニケーションの取り方や対応に工夫の必要性が生じてきている。また、このような状況の中で外泊や外出等の家族との交流の機会に変化が生じてきており、家族と共に見直す必要に迫られてきている。このように年々、家族支援が重要な要素となってきたことを再認識し、令和元年度に引き続き令和2年度も必要に応じた家庭訪問等による面会や面談の機会を設けていく。

3 生活介護事業所 「いしやま」

(1) はじめに

生活介護事業所いしやまの利用者の多くは、当法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを組み合わせて利用しており、当法人地域支援課作成のサービス利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されている。特に、地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かしていく。

また、近年は同法人のサービスに加え、他法人の生活介護、就労支援B型、短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを併用して利用している利用者が増えており、外部の相談支援事業所との連携が望まれている。

(2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」

定員 38名／現員 38名（前年度比+3名）（R2.4.1 現在）

いしやまⅠ 17名（前年度比+2名）

いしやまⅡ 21名（前年度比+1名）

(3) 事業計画

①いしやまⅠとⅡの統合の実現

旧法において、いしやまⅠは通所部として石山、いしやまⅡは通所分場として中の島に位置し、それぞれが独立していた。現在は新法となり、生活介護事業所いしやまとして双方が石山に位置しており、指定上はいしやまとなっているが、旧法の流れもあり、実際の支援においてはいしやまⅠといしやまⅡに分離してサービスが提供されている。令和2年度はいしやまⅠといしやまⅡを統合することで、利用者やスタッフ、環境等の再編成とスケールメリットによるより効率的、有効的な組織作りに取り組む。同時に、統合によるサービスの向上及び将来の定員増に向けた土台作りに取り組む。

②日中活動の充実

令和2年度は以下の視点を踏まえて、いしやまⅠとⅡの統合により日中活動を再構成し、さらなる充実を図る。事業所は重度の障がいのある人たちが集い、仲間と一緒に充実した時間を過ごす為の貴重な場であり、活動センター的な役割となっている。活動に関しての集団性は否定できずニーズの最大

公約数となるが、個々のニーズを踏まえた多領域に渡る活動を提供することが重要であり、活動の多様性と内容の充実が望まれる。同時に、満足、安心して利用を継続できるように、各利用者及び家族のニーズを踏まえたサービスの提供に努めていく。より個別のニーズに対しては、補完的に居宅介護事業所の利用を継続して活用していく。

③サービスに対する利用者及び家族の満足度の把握

令和2年度も各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として家族支援も含めケースマネジメントによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるように努めていく。そのために、サービス利用計画書に基づく各サービスにおける個別支援計画書を充実していくこととする。その中でもモニタリングにおいて、利用者及び家族の満足度をしっかり把握し、次の計画に生かしていく形を作っていく。

また、令和2年度は生活介護事業所いしやまにおいてスタッフの内部評価と家族からの評価の実施に向けた取り組みを開始することとする。

④質の高い昼食の提供

令和元年度までは、いしやまⅠは施設直営の給食を提供し、いしやまⅡは外部委託給食を提供していた。令和2年度はいしやまⅠとⅡの統合に合わせて、全ての利用者に対してより家庭的、栄養バランスに配慮した、心のこもった、適温での食事を施設直営の給食で提供することとする。同時に、より細やかな個別対応の実現を目指すこととする。

⑤自宅までの送迎実施の継続

平成30年度より、利用者が少しでも長く、安心して利用することができることや利用者自身の身体的問題や家族の負担等に目を向け、家族が事業所を選ぶ、利用を続けるための大きな要因となっていることから、自宅までの送迎を実施している。令和元年度は朝の来所時と夕の帰宅時に約25名(66%)前後が利用しており、利用率の向上及び利用者の確保に結び付いている。令和2年度も継続して実施していく。

⑥年間計画に基づく土曜日の開所実施の継続

地域で生活している利用者及びその家族にとって、現在の生活を維持していくために、当該事業所に対するニーズに応じていくことが重要となってくる。その中でも休日の利用のニーズは高く、補完的なサービスとして短期入所や居宅介護事業所が提供しているが、実際のサービスの利用には制限が生じている。少しでもこのニーズに寄与することを考え、支給量(日数)を考慮し、令和元年度より年間計画に基づき月に1～2度の土曜日の開所を実現(令和

元年度は年 19 回実施)し、一回に約 20 名 (53%) 前後が利用されている。令和 2 年度も実施を継続し、実施に際しては、普段とは少し違った感じの活動やイベントを計画し、みんなが楽しんで参加できる行事やイベントの一層の充実に向け取り組んでいく。

⑦長期休暇の変更

従来はGW・夏期・冬期に対して、GWは暦通りとし、夏期はお盆を挟み概ね一週間の夏期休暇、冬期は年末年始を挟み概ね一週間の冬期休暇(12月29日～1月3日は休業日)を設定していた。家族のニーズを踏まえ、令和2年度からは全ての長期休暇に対して暦通り(12月29日～1月3日は休業日)とすることに改める。

⑧職員の専門性の向上

利用者の多くは重度の知的障害のある自閉症者で行動障害が認められている。自閉症を中心とした行動障害を有する人たちへの支援のスタンダードが確立しつつあり、強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従事者養成研修で学ぶことが可能であり、全ての現任職員における受講を目指し、令和2年度も積極的な研修の受講を進めていく。

また、令和2年度より重度障害者支援加算(Ⅱ)算定のための人員配置を整え、指示書に基づき、より専門性を持った適切、有効な支援の実践に取り組むこととする。

さらに、当事業所においても、改めて自閉症及び強度行動障害の理解と対応等を学び、その理念とアイデアを日常の支援に活かすことにより、職員の専門性の向上とそれが虐待防止と権利擁護に通じることを念頭に置き、引き続き積極的に自閉症関連の研修受講等を進めていく。

⑨利用者の確保と今後の展望

当生活介護事業所の利用者の多くが知的障害をとともなう重度の自閉症であり、受け入れに際しては限られた環境において、対人関係等に細心の注意を払わなければならない。今後の利用者の受け入れに関して、重度者の特別支援教育後の日中活動の場としての期待が高いことが確認されており、合わせて、近年の見学者の動向を考慮すると、今後の利用者(定員)増に対する検討が望まれる。今後の新規利用者の確保に向け、令和2年度のいしやまⅠとⅡの統合に合わせて環境の再構成を実施する。

4. グループホーム 「るあーな」

(1) はじめに

利用者が健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努める。

また、本体施設である障害者支援施設石山センターと近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供、利用することができ、利用者及び家族の安心につながっており、今後もこの利点を最大限に活かしていく。引き続き、一部利用者の高齢化対策と利用者の生活の場としてのニーズへの対応に努めていく。

(2) 事業

共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」

定員 7 名／現員 7 名 (R2.4.1 現在)

H26.08 開設時に H12.10 開設のグループホーム「なかのしま」
から 3 名・家庭から 4 名が入居

(3) 事業計画

①安定的な支援体制の確保

令和 2 年度も世話人の二名体制(常勤・パート)は変わらないが、より安定的な支援体制の維持のために、令和 2 年度は世話人の配置や勤務、業務等に関して検討を加えることとする。

また、体調不良等により、日中の活動の場である生活介護事業所いしやまに通所が困難なケースにおいて、日中にグループホームで過ごす際に障害程度が重度の分類に属する 4 名に対してスタッフの支援が必要となる為、臨時に生活介護事業所いしやまのスタッフを配置している。今後は症状の重症化や長期化した場合の支援体制の構築が望まれ、令和 2 年度に検討を加えることとする。

令和元年度より(生活支援・夜間支援)スタッフの配置において、従来の配置に加えて恒常的に土・日曜日及び祝祭日の日中に生活介護事業所いしやまのスタッフを 1 名を兼務で配置し、より安定的な休日の支援体制が可能となっている。令和 2 年度も継続し、より発展的なサービスの提供に努めることとする。

②生活の安定維持と質の向上

4名が共に障害程度が重度の分類に属するが、新しい生活から5年半が経過し、環境にも慣れ、年々落ち着いた生活を送ることができている。

また、生活の場所としての役割に加えて、日中活動の場所とし生活介護事業所いしやま、社会参加として居宅介護事業所フルネスを包括的に利用した生活を送っている。その中で、グループホームにおけるサービスの質の向上が求められ、今後も独自の家庭的な役割を積極的に提供していくとともに、グループホーム内における余暇の充実に向けた支援を提供していく。

同時に、令和2年度は将来を見据えて、現在家族が担っている定期の通院を含めた医療面や日用品の購入等において、家族とグループホームの役割を整理して行き、より事業所が主体となることができるような体制を整え、その役割を果たしていく。

③利用者の健康管理の徹底

入所利用者と同様に、生活の場であることを踏まえると、健康管理の徹底があげられる。特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査の実施が重要となる。今後も定期的な体重測定や健康診断、インフルエンザ予防接種等に加えて、個々のニーズに応じたバイタル測定等の実施を令和2年度も継続して行っていく。

また、家族はもとより、本体施設石山センターの看護師との連携のもと、医療的な相談や必要に応じた対応の実施を令和2年度も継続して行っていく。

④本体施設との連携の維持

生活支援スタッフ及び夜間支援スタッフ(宿直)は生活介護事業所いしやまのスタッフが兼務することで、利用者の理解に基づく、統一、継続した支援を専門性を持って提供しており、この有効性を今後も継続して行っていく。

また、本体施設である障害者支援施設石山センターと近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供、利用することができ、令和2年度も人的・物的両面において連携を維持していく。

⑤就労・雇用の継続維持

対象利用者2名の年齢は65歳、51歳となっており、加齢にともなう老化の問題が徐々に感じられ始めている。日中活動の場としてまた現在の生活の生計維持の為に、就労の維持は不可欠となっている。その為には継続した就労支援、特に職場への訪問による関係調整を行っていくと同時に、就労を中心とした生活習慣の維持、健康管理、金銭管理等の日常生活の管理や支援、余暇活動などに対して細やかな支援を令和2年度も継続していく。

⑥短期入所の受け入れ実現に向けた課題の整理

現在、一部屋が空き部屋として存在し、有効活用として一名の定員増や短期入所、体験入居としての有効活用が考えられてきた。その中でも、現在、障害者支援施設石山センターで受けている短期入所(空床型定員2名)に関して、生活介護事業所いしやまの利用者個々の高いニーズが認められるものの、現在の入所施設における環境や対人関係、支援体制等の面で多くの課題を抱えている。合わせて、グループホームるあーなにおける、空き部屋を利用した短期入所(併設型定員1名)の受け入れによる有効性を考え、令和2年度は実現に向けた課題の整理に取り組むこととする。

5. 居宅介護事業所 「フルネス」

(1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供している。利用者の多くは当法人の利用者（生活介護事業所いしやま・グループホームるあーな）であり、社会参加に対する個々のニーズも高く、地域生活を送る上で当人及び家族にとって貴重なサービスとなっている。

また、当該生活介護事業所・グループホームのサービスに対する補完的な役割も果たしている。

(2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

契約者 33 名（前年比－5 名）（R2.4.1 現在）

障害福祉サービス 行動援護 契約者 21 名（前年度比－1 名）

地域生活支援事業 移動支援 契約者 12 名（前年度比－4 名）

(3) 事業計画

①現利用者に対するサービスの維持

令和元年度より内部登録ヘルパーの廃止にともない、事業所の専任スタッフおよび外部登録ヘルパーで提供することができるサービス量(稼働可能時間)を考え、契約者の調整を実施し、当法人の利用者に限定してサービスを提供している。令和2年度も当事業所の地域資源のひとつとしての役割を理解しつつも、継続して優先的に当法人の利用者が地域生活を送る上で必要なサービスを個々のニーズに合わせた提供を継続していく。

②専任スタッフ及び登録ヘルパーの確保

登録ヘルパーに関しては、現在(R2.4.1)の登録者 3 名（前年同月比±0 名）の高齢化及び稼働可能時間の制約を考えると、新たな登録者の確保が望まれる。同時に、専門性を確保した専任スタッフの確保も望まれる。令和2年度も求人難の中で引き続き求人活動を行っていく。

③専任スタッフ及び登録ヘルパーの専門性の向上

行動援護は移動支援に比べて報酬単価が高く、現在、契約者の内 21 名(64%)を占めている。重度の利用者が対象となる為、高い専門性が要求され、今後も継続して行動援護のサービスを提供する為に、行動援護従事者養成研修の

受講(済)に加え、さらに専門性の向上に向けた取り組みを進めていくことが必要である。令和2年度は特に登録ヘルパーに対して、ストレスマネジメントや虐待防止、感染症対策等の法人内部研修会への参加を視野に入れていく。

④他部所との連携の維持

当法人の利用者が中心の為、その多くが日中活動の場として当法人の生活介護事業所いしやま及び生活の場としてグループホームるあーなを利用している。令和2年度も双方で得られた情報を各事業所間で伝達、共有し、それぞれのサービスに活かし、しっかり連携を取っていく。

また、サービス提供責任者の各種ミーティングや会議への確実な出席を確保していく。